

資料提供
令和3年2月2日
担当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年2月1日(月)に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4832例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4832	60	府中町	1月27日(発症日) 倦怠感、関節筋肉痛 発熱、鼻汁	2/1	宿泊療養施設 に入所中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

≪第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年1月18日～2月7日】≫

【広島市の住民、事業者の皆様へ】

- 外出機会を削減してください(日常生活上必要な買い物などを含めて半分に減らし、20時以降の外出は更に削減(通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 出勤者割合について7割削減を目標として実施するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。

【広島市及び近隣市町(廿日市市、府中町、海田町、坂町)の皆様へ】

- 飲食店を利用される場合には、パーティーなどで仕切った飛沫感染予防対策を講じている飲食店や会食の場を利用してください。
- いわゆるマスク会食を行う際には、マスクを外した状態での会話は控えるようにしてください。
- 「広島積極ガード店」等の利用、「ひろしまコロナお知らせQR」への利用者登録をお願いします。

【県民、事業者の皆様へ】

- 人と人との接触機会を低減してください(外出機会を半分に減らし、外出時間も短縮(通学や医療機関の受診は制限しない)、徒歩・自転車通勤・時差出勤などによる通勤時の接触の削減、出勤者割合について7割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛、感染拡大地域から及び同地域への往来は慎重に判断、広島市と広島市外との往来は最大限自粛(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者などを、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。